

教育委員会及び学校法人の皆様
教員の皆様

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局

教員の JICA 海外協力隊参加のための「現職教員特別参加制度」の活用について

1. 「現職教員特別参加制度」を活用した JICA 海外協力隊参加

(1) 待遇

- 業務の一環として派遣されるため、所属先から教員本人に対し、所属する地方自治体の派遣条例¹に基づいて、給与などが支給されます（原則、有給）。
- JICA からは、後述の「一般公募」同様に、JICA 海外協力隊員の待遇や諸制度、健康や安全に関するサポートを受けることができます（渡航費、現地滞在費、住居、災害保障制度等）²。加えて、シニア案件の場合には、参加する教員本人に「経験者手当」を支給します。

(2) 教員の所属先への支援

① 都道府県・政令指定都市教育委員会の場合

- 参加する教員の所属先に対しては、JICA から「現職教員派遣委託費」（人件費相当）をお支払いします。本制度の活用にあたり、事前の覚書は不要であり、別途 JICA と所属先との間で業務委託契約を締結します。
- 委託費の支払いは年度末（3 月）ですが、概算払いも可能です。詳細は、別紙「JICA 海外協力隊現職教員派遣委託費のご案内」をご参照ください。
- 「現職教員派遣委託費」を活用しない場合は、JICA と所属先との間で別途締結する覚書に基づき、所属先が派遣者の雇用継続に必要な経費（社会保険料等）の一部を一律額として、「現職参加促進費」（現行月額 107,500 円）を JICA が所属先に対してお支払いします。

② 国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校及び学校設置会社の設置する学校の場合

- 「現職教員派遣委託費」の対象外ですが、現職教員特別参加制度の活用は可能です。
- 参加する教員の所属先に対しては、JICA と所属先との間で別途締結する覚書に基づき、所属先が派遣者の雇用継続に必要な経費（社会保険料等）の一部を一律額として、「現職参加促進費」（現行月額 107,500 円）を JICA が所属先に対してお支払いします。

¹ 公立学校以外の学校法人等におかれては、地方自治体の派遣条例ではなく、各学校法人等における教員の身分制度において同様の待遇（原則、有給かつ昇格・昇給等の担保）とする前提でお考えください。また、文部科学省への推薦につきましても、参加希望教員がいる場合には各学校法人等内で選考のうえ、教育委員会経由ではなく、文部科学省に直接推薦を行ってください。

² 所属先の扱いとして原則有給となるため、「一般公募」の場合には適用される教員本人に対する JICA からの手当の一部（「本邦支出対応手当」と「協力活動完了金」の 2 つ）の支給が対象外となります。JICA からの手当に関する詳細は、以下リンクからご確認ください。https://www.jica.go.jp/volunteer/application/support_system/treatment/

(3) 参加期間

- 参加期間は、「一般公募」の場合、基本としては派遣前訓練を含め約2年3か月ですが、本制度では派遣前訓練を含めた全体で2年間のため、4月1日から復職が可能です。

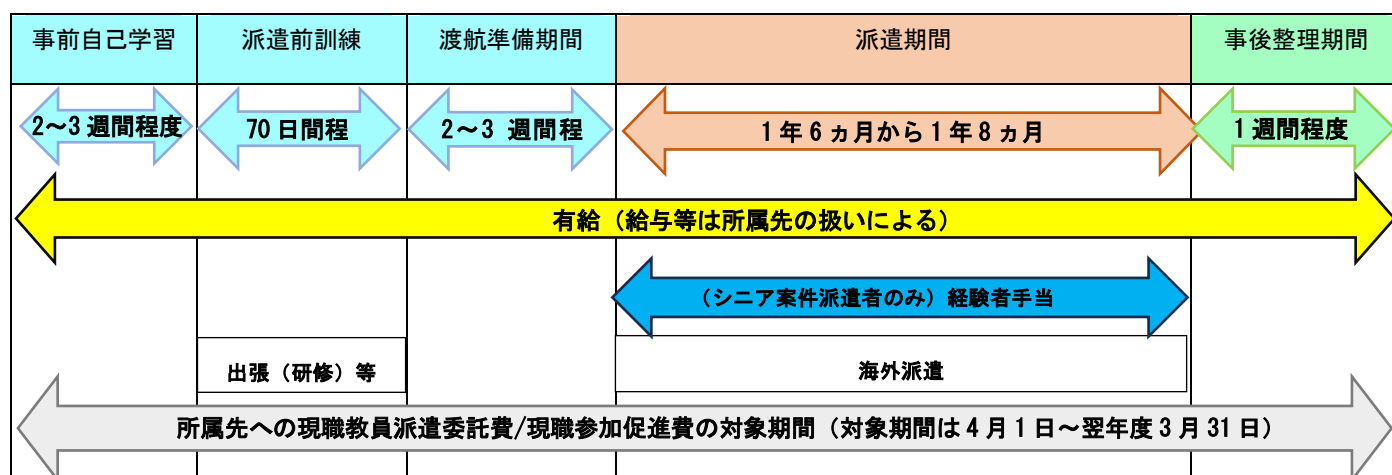
(4) 帰国後のサポート（※後述の「一般公募」での参加時も同様）

- JICA では、帰国した隊員への支援の一環として、JICA 海外協力隊での経験を生かした職場復帰・社会還元への支援を目的とした帰国後研修の実施、テーマ・分野別セミナー・勉強会の実施（進路、在日外国人支援、多文化共生、地方創生、災害ボランティア等）、協力隊経験の社会還元に資する情報提供等を行っています。詳しくは下のウェブサイトへ。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/>



「現職教員特別参加制度」での参加時（派遣条例に基づく） 参加期間：2年



凡例：
 所属先から教員への支給
 JICA から教員への支給
 JICA から所属先への支給
 (次頁も同様)

2. 現職教員の JICA 海外協力隊への参加意義

- 開発途上国において国際教育協力に従事することによって、コミュニケーション・異文化理解の能力を身につけ、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることや、帰国後に自身の経験を教育現場に還元することによって、将来の国際教育協力分野の人材の裾野を広げるのみならず我が国の教育の質を高めることにもつながります。
- 帰国後は、本邦所属学校と派遣国の学校とオンライン交流の実施、外国につながるのある児童・生徒への支援、JICA 海外協力隊参加経験のない周囲の教員も様々な教科の中で国際教育に取り組めるような支援研究の実施など、様々な形で活躍する教員が多くおられます。

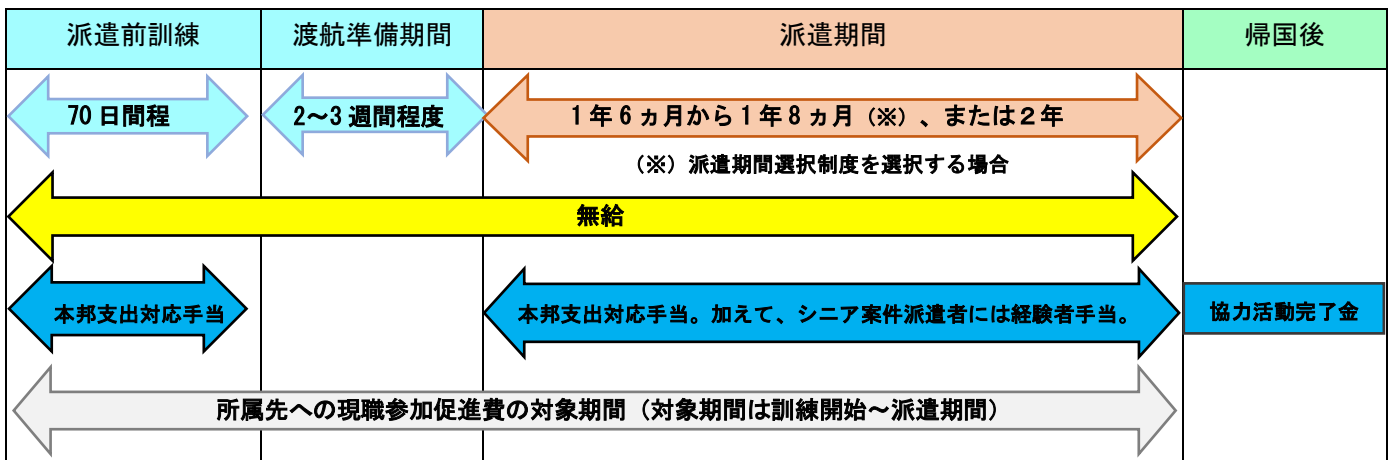
(参考1) 「一般公募」による JICA 海外協力隊参加

- 現職の教員が JICA 海外協力隊への応募・参加する場合、上述「現職教員特別参加制度」と「一般公募」の2つの方法があります。
- 「一般公募」で JICA 海外協力隊に、自己啓発等休業等を利用して無給休職として参加する方には、派遣前訓練期間中および派遣期間中に、JICA から「本邦支出対応手当」を支給

し、任期終了時には「協力活動完了金」を支給します。なお、シニア案件の場合には、参加する教員本人に「経験者手当」を支給します。

- 参加する教員の所属先に対しては、JICA と所属先との間で別途締結する覚書に基づき、所属先が派遣者の雇用継続に必要な経費（社会保険料等）の一部を一律額として、「現職参加促進費」（現行月額 107,500 円）を JICA が所属先に対してお支払いします。
- 参加期間は、派遣前訓練を含め約 2 年 3 か月、または 2 年間（派遣期間選択制度を選択する場合）から選択が可能です。
- 派遣中の社会保険料等の支払いについては、各自、派遣前訓練開始前に予め、教育委員会人事課等にご確認ください。

「一般公募」での参加時（自己啓発等休業等に基づく） 参加期間：2 年または約 2 年 3 か月



（参考 2）

- JICA の支援制度について（「現職教員特別参加制度」含む）

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/



- 「現職教員特別参加制度」で実際に参加した教員の声

① パラオ共和国 小学校教諭（数学教育）

<https://www.youtube.com/shorts/jnAsxDQnuy8>



② 南アフリカ共和国 高校教諭（理科教育）

<https://www.youtube.com/shorts/TYfo9NSAakU>



以上